

平成20年第2回広域連合議会臨時会（7月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録（第5号）

広島県後期高齢者医療広域連合議会

平成20年第2回広域連合議会臨時会（7月）

平成20年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録目次

第1日（7月30日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	1
議事日程	2
会議に付した事件	3
開会・開議宣告（午後1時25分）	3
広域連合長の議会招集あいさつ	3
諸般の報告	4
日程第1 仮議席の指定について	4
日程第2 議長選挙について	4
追加議事日程	
日程第1 議席の指定について	5
会議録署名者の指名	5
日程第2 会期の決定について	5
日程第3 副議長選挙について	6
日程第4 議案第10号 専決処分の承認について（平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号））	7
日程第5 議案第11号 専決処分の承認について（平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））	11
日程第6 議案第12号 専決処分の承認について（平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））	14
日程第7 議案第13号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）	16
日程第8 議案第14号 専決処分の承認について（広島県市町公務災害補償組合の解散について）	18
議案第15号 専決処分の承認について（広島県市町公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について）	18
議案第16号 専決処分の承認について（広島県市町総合事務組合への加入について）	18
日程第9 議案第17号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	19
日程第10 議案第18号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	25
日程第11 議案第19号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	26

議了宣告	28
広域連合長の閉会あいさつ	28
議長の閉会あいさつ	29
閉会宣告（午後2時50分）	29
会議録署名	29

平成 20 年第 2 回広域連合議会臨時会

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第 5 号

平成 20 年 7 月 30 日（水曜日）国保会館 6 階会議室 I

出席議員

- |      |    |     |
|------|----|-----|
| 1 番  | 土井 | 哲男  |
| 2 番  | 橋本 | 昭彦  |
| 3 番  | 安達 | 千代美 |
| 4 番  | 中森 | 辰一  |
| 5 番  | 芝  | 博   |
| 7 番  | 天内 | 茂樹  |
| 8 番  | 守岡 | 辰巳  |
| 9 番  | 井上 | 文伸  |
| 10 番 | 蔵本 | 久   |
| 11 番 | 浜本 | 洋児  |
| 12 番 | 末宗 | 龍司  |
| 13 番 | 木村 | 春雄  |
| 14 番 | 八谷 | 文策  |
| 15 番 | 細川 | 雅子  |
| 17 番 | 有田 | 一彦  |
| 18 番 | 松浦 | 利貞  |
| 20 番 | 久保 | 宏隆  |
| 21 番 | 原田 | 幸治  |
| 22 番 | 馬上 | 勝登  |
| 23 番 | 幸野 | 輝彦  |
| 24 番 | 長尾 | 勝美  |
| 26 番 | 西田 | 巧   |
| 27 番 | 小川 | 信晃  |
| 28 番 | 片山 | 元八郎 |

欠席議員

- |      |     |     |
|------|-----|-----|
| 6 番  | 小泉  | 曙臣  |
| 16 番 | 杉井  | 弘文  |
| 19 番 | 田中  | 達美  |
| 25 番 | 久茂谷 | 美保之 |

説明員

- |          |     |    |
|----------|-----|----|
| 広域連合長    | 伊藤  | 吉和 |
| 副広域連合長   | 佐々木 | 清蔵 |
| 広域連合事務局長 | 奥   | 和彦 |
| 総務課長     | 田中  | 祥孝 |
| 業務課長     | 榎谷  | 博孝 |

会計管理者兼会計課長 北林 光昭  
総務課企画財政係長 森坂 純也

議事補助員

議会事務局長 藤永 隆司

議会事務局長次長 下土井 雅巳

書記 辻 輝明

書記 飛松 勝彦

---

議事日程（第1号）

（平成20年7月30日 午後1時25分開議）

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

追加議事日程（第1号の追加1）

日程第1 議席の指定について

日程第2 会期の決定について

日程第3 副議長の選挙について

日程第4 議案第10号 専決処分の承認について（平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号））

日程第5 議案第11号 専決処分の承認について（平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））

日程第6 議案第12号 専決処分の承認について（平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））

日程第7 議案第13号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）

日程第8 議案第14号 専決処分の承認について（広島県市町公務災害補償組合の解散について）

議案第15号 専決処分の承認について（広島県市町公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について）

議案第16号 専決処分の承認について（広島県市町総合事務組合への加入について）

日程第9 議案第17号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第18号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第19号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

---

会議に付した事件  
議事日程のとおり

---

午後 1 時 2 5 分                      開      会

○議会事務局長（藤永隆司） 本日の臨時会は、議長、副議長が空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、大崎上島町の西田議員が年長ですので、西田議員に臨時議長として議事進行を行っていただきます。よろしく願いいたします。

○臨時議長（西田 巧）ただいまご紹介いただきました西田でございます。

地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員 24 名であります。

地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただ今から、平成 20 年第 2 回広域連合議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。会議の開会に際しまして、広域連合長のあいさつがあります。広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和） 失礼をいたします。

平成 20 年第 2 回広域連合議会臨時会の開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日、本臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用のところご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて本年 4 月に後期高齢者医療制度が施行されてから今日に至るまで、構成市町のご努力もあって、制度そのものは着実に機能していながら、本制度に対しては、中央政界、マスコミを中心に多くの指摘が行われており、制度の安定には十分至っていない状況であると認識をいたしております。

そのような状況の中で、先般政府・与党におきまして、制度の施行状況等を検証し、その円滑な運営を図るため、低所得者の保険料の負担軽減などを内容とする見直し等の方針が取りまとめられたところであります。

この臨時会に提出いたしております議案は、保険料の負担軽減に伴う条例の一部改正、補正予算等重要案件でございます。

これらの案件につきましては、後程ご説明申し上げますが、何とぞ慎重にご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。私の開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○臨時議長（西田 巧） 本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程（第1号）とおりでございます。

この日程によって議事を進めて参りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（西田 巧） ご異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

---

#### △日程第1「仮議席の指定について」

○臨時議長（西田 巧） 日程第1「仮議席の指定について」を議題とします。「仮議席」は、ただいまご着席の議席とします。

この際、ご報告いたします。一身上の都合により、府中市の栗田澄子議員から平成20年5月15日付け、広島市の増井克志議員及び金子和彦議員から6月9日付け、酒入忠昭議員から6月10日付け、土井哲男議員から6月11日付けで辞職願が提出されており、閉会中につき、それぞれ5月15日付け、6月19日付けで許可しておりますことをご報告いたします。

---

#### △日程第2「議長の選挙について」

○臨時議長（西田 巧） 日程第2これより「議長の選挙について」を議題とします。お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（西田 巧） ご異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名は、臨時議長において行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（西田 巧） ご異議なしと認めます。

臨時議長が指名することに決定しました。

それでは、議長に1番土井議員を指名します。

お諮りします。土井議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(西田巧) ご異議なしと認めます。

よって1番土井議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました土井議員が議場におられますので、当選の告知をします。

以上で私の臨時議長の職務を終わります。ご協力ありがとうございました。

これより議長を交代いたします。

○議長(土井哲男) ただいまご選任いただきました土井でございます。

一言ごあいさつをさせていただきます。

長寿医療制度が施行されて最初の連合議会臨時会におきまして、引き続き議長にご推挙いただき、身に余る光栄でありますとともに、身の引き締まる思いでございます。

今後とも議員各位のご支援とご協力を賜りながら、広島県の長寿医療制度がよりよいものになりますよう誠心誠意努力するとともに、円滑な議会運営を心がけたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(土井哲男) この際、申し上げます。

理事者側の説明員として、伊藤広域連合長、佐々木副広域連合長、奥広域連合事務局長、田中総務課長、榎谷業務課長、北林会計管理者兼会計課長、森坂総務課企画財政係長を呼んでおりますことをご報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしている追加議事日程(第1号の追加1)でございます。この追加議事日程により議事を進めて参りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井哲男) ご異議ないものと認め、この日程で進めさせていただきます。

---

#### △日程第1 「議席の指定について」

○議長(土井哲男) それでは、日程第1「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第4条第1項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席とします。

また、本日の「会議録署名者」として7番天内議員、24番長尾議員を指名いたします。

---

#### △日程第2 「会期の決定について」

○議長(土井哲男) それでは、日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期を本日1日間としたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井哲男) ご異議なしと認めます。よって会期を本日1日間と決定いたします。

---

### △日程第3 「副議長の選挙について」

○議長(土井哲男) 次に、日程第3「副議長の選挙について」を議題とします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井哲男) ご異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名は、議長において行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井哲男) ご異議なしと認めます。議長が指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に10番蔵本議員を指名します。

お諮りします。10番蔵本議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井哲男) ご異議なしと認めます。よって10番蔵本議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました蔵本議員が議場におられますので、当選の告知をします。それでは、蔵本議員を紹介します。10番蔵本議員。

○副議長(蔵本久) ただいま副議長に選任いただきました蔵本でございます。

一言ごあいさつをさせていただきます。

この度、副議長という大役を、皆様にご推挙いただきまして、誠に光栄に存じます。微力でございますが、皆様のご指導、ご鞭撻を賜りながら、議長の補佐役として、

また少しでも広島県後期高齢者医療広域連合の効率的かつ円滑・適正な運営に寄与できますよう努力をして参りますので、どうぞよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

---

△日程第4 「議案第10号 専決処分の承認について（平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」

○議長（土井哲男） それでは、日程第4 議案第10号「専決処分の承認について（平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第10号 平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてでございます。

この補正は、国の老人医療費適正化推進費補助金及び高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の交付決定を受け、基金への積み立てを行うなど、それぞれの対象事業の執行に必要な予算を補正したものでございます。

老人医療費適正化推進費補助金は、制度施行の準備経費として、主に制度運営のための電算処理システムの開発に伴う経費に対する国庫補助金でございます。

また、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金は、19年度末に国から示されました、健康保険組合等の被保険者の被扶養者であった方の保険料の軽減措置、20年度の半年間は保険料負担なし、残り半年間は均等割額の1割のみを負担するといった内容でありますけれども、これを実施するための費用に対する国の交付金でございます。

議案書4ページの「第1表 歳入歳出補正予算」 「1歳入」をご覧ください。

平成19年度広域連合一般会計補正予算（第2号）における歳入歳出額は、それぞれ7億8,662万7千円となっております。

歳入といたしましては、款2 国庫支出金として7億8,441万1千円、款4 繰入金として221万6千円をそれぞれ増額しております。

議案書5ページの「2 歳出」をご覧ください。歳出といたしましては、「款2 総務費」として7億8,662万7千円を増額しております。これらの内訳といたしまして、平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）説明書の3ページをご覧くださいと思います。

歳入は、国庫支出金として老人医療費適正化推進費補助金が1,776万円、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金が7億6,665万1千円、繰入金としましては後期高齢者医療制度臨時特例基金から221万6千円の繰入となっております。

歳出につきましては、4ページをご覧ください。臨時特例交付金の交付に伴う、後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立金が7億6,665万1千円と、補助金等の交付に伴い財源の組み替えを行ったため生じた余剰の市町分賦金の財政調整基金への

積立金が1, 997万6千円となっております。

この補正によりまして、歳入歳出総額は、それぞれ7億8, 662万7千円を追加し、13億9, 233万3千円となっております。以上で説明を終わります。

○議長（土井議長） これより質疑に入ります。4番中森議員より発言の通告がありますので、発言を許します。

4番中森議員。

◆4番（中森辰一議員） ただ今上程されました第10号議案に付きまして若干質疑をさせていただきます。

まず1つ目は、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金というのは国民的な制度の批判の中で政府が一部手直しをした健康保険等の被扶養者であった方に対する1年間だけの激変緩和措置の財源として設けられたものであります。これはあくまでも1年間だけでこの基金も2年後には廃止となりまして、余った財源は国庫に返すということになっています。しかしながら来年度からは無料と、9割軽減といったものはありませんけれども、その後もあらたに75歳になる被扶養者は76歳までの2年間は所得割は免除、均等割の2分の1だけ負担するという激変緩和の措置がとられます。この財源は医療給付費全体の財源負担区分に従って保険料に転化したり自治体の負担にもなるのではないかと考えますがそのとおりでしょうか。

2つ目、しかしながらそうした財源は全額国が負担すべきでないかと考えますがいかがお考えでしょうか。

3つ目、また健康保険等の被扶養者であった方は77歳以降は他の被保険者と同様にその所得に応じた負担をされます。しかしよく考えていただきたいのは74歳までは保険料を負担する事はなかったのに75歳になったら健康保険等の被扶養者としての立場から引き離されて保険料を負担させられることになるこの問題はこの制度が続く限り永久に続くのであって激変緩和措置をとってもなんらこの矛盾は解消されないということであります。新たに75歳になる健康保険等の被扶養者の方が毎年この制度に対する新たな怒りをつのらせるということになるのではないかと思います。この点は広域連合として仕方がない、あきらめるしかないとおっしゃるのか。これは制度として問題だと国に制度の改善を求めるべきではないか思うのですけれども、広島県広域連合としての姿勢を聞かして頂きたい。以上です。

○議長（土井哲男） 当局の答弁を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） 高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金にかかる激変緩和措置は、平成20年度前半の均等割額と後半の均等割額の9割を軽減する措置でございますが1年限りの措置とされているものでございます。財源につきましては全額国が負担する事となっております。来年度は一部報道によりまして均等割額の9割軽減措置が引続き行われることとされ、財源に付きましても今回同様、全額

国が負担する事とされております。広域連合といたしましてはこうした国の動向を注意深く見守ってまいりたいと思っております。

次に健康保険等の被扶養者であった方の保険料負担について広域連合の姿勢についての質問でございますが、後期高齢者医療制度では原則 75 歳以上の方は全て保険の対象となる事から健康保険等の被扶養者であった方についても制度上被保険者として保険料を負担していただくことになっております。被保険者の対象範囲をどうするかといった問題でございますけれども制度の枠組みを構成する基本的な問題であり、健康保険等の被扶養者であった方を除くことは高齢者の保険料と支え手である現役世代の負担の明確を図るといいましたこの制度の基本理念に係わる問題であると認識をいたしております。

高齢者の医療制度の基本的な枠組みをめぐりましてはこれまでさまざまな議論が行われてきたところでございます。後期高齢者医療制度は原則 75 歳以上の全ての方を対象といたしました地域単位の独立した医療制度として長年の議論の積み重ねのうえに創設された制度だというふうに理解をしております。

広域連合といたしましてはこの制度の主旨が理解されますよう引き続き広報等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（土井哲男） 4 番中森議員。

◆4 番（中森辰一議員） 今答弁いただきましたけれども、最後 3 つ目の点でありますけれども、健康保険等の被扶養者というのは昨年度までは保険料を負担しないということでありましたし、その事については何ら問題にはされてこなかったわけです。

なぜこの制度に入って 75 歳になったら収入が増えるというわけでもないのに突然保険料の負担をしなければならないのか。誰も納得しておられないのではないかと思うのですね。

この制度を運営する広域連合として保険料を賦課して支払ってもらう立場にあるわけですから、なぜ払ってもらうことになったのか、なるのか。

こうした方々に対して合理的な説明をする責任があるというふうに思います。

私は 75 歳以上全員この制度になったということで当然こういった形になったかと思いますが、しかし保険料負担に関しては納得が得られるのではないかと思うのです。

無料ということはずっと継続しても良いのではないかと私は思っているわけですが、この点についてどのような説明をされるのか。もう一度お願いしたいと思います。

○議長（土井哲男） 広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） 後期高齢者に対する医療保険制度ということで 75 歳以上を一つの範囲といたしまして設けられた制度ということになっております。全ての 75 歳ということでございますので健康保険等の被保険者の扶養者であった方につ

きまして 75 歳というわけで範疇や枠組みを決めた以上は当然保険料もご負担を頂く、お願いする事で制度を運営していくことになろうかと思っております。

○土井議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○土井議長 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。4 番中森議員より討論の通告がありますので、討論を許します。

4 番中森議員。

◆4 番(中森辰一議員) 第 10 号議案につきまして討論をおこないます。今回のこの議案につきましては激変緩和措置に必要な財源を国が手当したのを受け取るという補正予算でありますので賛成はいたしますけれども、一言意見をしておきたいと思っております。

先程の質疑で指摘しましたように、無いよりはましですが、1 年程度の激変緩和措置を実施したところでこの仕組みの根本的矛盾は何年経っても解消いたしません。74 歳から 75 歳になったからといって年金額が増えるわけでもなくむしろこの間は減らし続けてきているというのが現状です。ところが 74 歳までは配偶者や子供などが加入する健康保険の被扶養者として保険料の負担をすることがなかったのに 75 歳になったら突然今日からは歳を余分にとったから保険料を払えというのはどう考えても納得できるものではありません。これまで 75 歳になっても健康保険の被扶養者として保険料を負担しなくても何ら問題はなかったのになぜ今年からは 75 歳になったから新たに負担が生じるのか。政府の合理的な説明をすることはできていない。75 歳、みんなで作っている保険だから。その程度の説明しかできていないというのが現状だと思います。このような合理性を説明できない。明らかに矛盾のある制度を放置するという事は、これはまさに行政の恥ではないか、と私は思っております。

お上が決めた事だからだまって従えというのであればこれはまさに国民主権の原則に反する事であります。広島県広域連合としてお金を支払っていただくのにきちんと説明できない。ですから全国の広域連合、都道府県、市町村の行政をあげて抜本的な改革案を求めるべきであるという風に私は考えておりますので以上の意見を申し上げます。以上です。

○議長(土井哲男) ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議長(土井哲男) 討論終結と認めご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長（土井哲男）ご異議がありませんので、本件の討論を終結いたします。  
本件を表決いたします。  
本件は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（土井哲男）起立多数。よって、本件は承認されました。

---

△日程第5 「議案第11号 専決処分の承認について（平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

○議長（土井哲男）次に日程第5 議案第11号「専決処分の承認について（平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。本件の説明を求めます。  
広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（奥和彦）ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。議案第11号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認についてでございます。

議案書の6ページをお開きください。

この補正予算は、広島県後期高齢者医療広域連合被保険者証の交付業務についてのものでございます。

被保険者証の交付につきましては、短期に多数の被保険者証を交付する必要があることから、被保険者証の印刷、封緘、パンフレットの同封、発送といった一般業務を専門の事業者へ委託し、事務の効率化を図っているところでございます。

被保険者証の発行につきましては、75歳の年齢到達者に対する毎月の発行と毎年8月1日を更新日といたしまして全員に発行する年次発行がでございます。8月1日を基準日として医療機関への一部負担割合が1割から現役並み所得の方については3割でございますけれども、変更となる場合がございますので、8月1日を更新期間初日として年次更新を行う取扱いといたしております。

この被保険者証の印刷、封入封緘業務の委託経費といたしまして、当初予算では、年度の期間で措置をいたしていましたが、年次更新に合わせて毎年8月1日で保険証の色を変えるなど工夫する必要があることから、年次更新にあわせた期間で委託することが合理的かつ適切であると考えまして、委託期間を平成20年度から平成21年度、具体的には平成20年7月1日から平成21年6月30日までの1年間とするため、地方自治法第292条において準用する地方自治法第214条の規定により債務負担行為を定めたものでございます。

債務負担行為の内容につきましては、8ページをご覧ください。

被保険者証等印刷封入業務委託料としまして、期間は平成21年4月1日から6月30日までの3ヶ月間、限度額を615千円としております。

以上で説明を終わります。

○議長（土井哲男） これより質疑に入ります。4番中森議員より発言の通告がありますので、発言を許します。

4番中森議員。

◆4番（中森辰一議員） 3点質疑をさせていただきます。

まず確認ですけれども、先程説明していただきましたが、この補正に係る業務は来年度の定例の保険証更新までに新たに発行される保険証の印刷等をするものだという風に思いますけれどもそのとおりでしょうか。

2つ目。来年度の4月から6月に係わる印刷封入業務でありますので債務負担行為だということでありまして、来年度、そういう点では来年度実施分ということになります。来年度実施するのは先がある訳ですけどその分の債務負担行為であるのになぜ5月1日に専決処分する必要があったのでしょうか。

3つ目。これは保険証に係るものでありますのであえて質問いたしますけれども、すでに発行された保険証はそれまでの保険証にない大変薄い保険証でただの案内の印刷物と間違えて廃棄する等の問題が起きておりました。なぜ従来の保険証と同質の物を作らなかったのかと多方面から問題を指摘されていたという風に思います。こうした問題について今後の印刷分については改善するお考えはないのかと当局の取り組みを伺っておきます。

○議長（土井哲男） 当局の答弁を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） お答えいたします。

この被保険者証の印刷でございますけれども、今年度分に係る被保険者証の印刷でございます。債務負担行為を行いましたのは、8月1日を基準日として業者のほうの発注等を行いますためには、やはり途中で、来年3月31日で区切るというようにしますと、また次の年の保険証、業者が変わったりしますと、例えば微妙に色が違うとかそういった事もあろうかということをお心配いたしまして債務負担行為を行ったものでございます。

専決処分をさせていただきました理由でございますけれども、今年度分を印刷するにあたって翌年度にまたがる印刷費についても債務負担行為をおこなったことにつきましては、印刷等の諸費用について合理的な単価でいくことが出来ると考えましたので、そういう取扱いをさせていただきました。

それから、保険証の内容でございますけれども、後期高齢者医療の被保険者証については、個人証でございますが、保険証の形状につきましては、証サイズとかカードサイズとかいった種類がございますけれども、2種類が政令で規定されています。

広島県では使いやすい形として大型の証サイズを採用いたしております。議員ご指摘のとおり紙質について一部ご意見も寄せられておりますけれども、被保険者証の形式

に関しましては、被保険者の皆さんにとって取り扱いやすいものとなるよう、工夫をしていきたいという風に考えております。

○議長（土井哲男） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

4番中森議員より討論の通告がありますので、討論を許します。

4番中森議員。

◆4番（中森辰一議員） 11号議案につきまして討論させていただきます。

75歳以上の高齢者といいましてもいろんな方がおられるわけではありますが、そうはいっても75歳以上の高齢者の方たちであるということをおまえて物事を進める必要があると思います。

保険証の紙の厚さ、硬さ、大きさにしてもやはりこれまでの慣れ親しんだ形をおまえた考え方というのが必要な事ではないかという風に考えております。そういう事を考えずにこうした方が合理的である、75歳以上でない方たちが勝手に考えると色々な不都合が生じるのではないかと思います。

今後作る保険証は批判が起きないように、保険証をゴミ箱に捨てられないようによく考えて作って頂きたいということをお願いしたいと思います。以上です。賛成いたします。

○議長（土井哲男） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 討論終結と認めてご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議がありませんので、本件の討論を終結いたします。

本件を表決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総員。よって、本件は承認されました。

△日程第6 「議案第12号 専決処分の承認について（平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」

○議長（土井哲男） 次に日程第6 議案第12号「専決処分の承認について（平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長

◎広域連合事務局長（奥和彦） ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第12号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてでございます。

この補正は、平成20年6月12日に国が示しました特別対策（今回条例改正の議案として提案をいたしております、所得の低い方に対する保険料の軽減措置でございます。）につきまして、この制度の見直しについて広報に要する経費を補正したものです。

議案書13ページ「第1表 歳入歳出補正予算」「歳入」をご覧頂きたいと思えます。

平成20年度広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）における歳入歳出額は、それぞれ629万7千円となっております。

歳入といたしましては、『款2 国庫支出金』『項2 国庫補助金』に、歳出といたしましては、議案書14ページ『款1 総務費』『項1 総務管理費』に、それぞれ629万7千円を増額しております。

なお、この特別対策に係る広報経費につきましては、国から特別調整交付金により全額補助されることになっております。

この補正により、歳入歳出総額は、それぞれ629万7千円を追加し、2,824億76万2千円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（土井哲男） これより質疑に入ります。

4番中森議員より発言の通告がありますので、発言を許します。

4番中森議員。

◆4番（中森辰一議員） 12号議案について若干質疑を行います。これは私の認識不足かもしれませんが、あえて伺っておきたいと思えます。

第12号議案は特別会計の補正予算となっておりますが、特別会計は広域連合が行う事業そのものについての事業会計だと認識しているわけですがこの12号議案の内容は広報費ということになっております。

他方で先程の第10号議案は保険料軽減のための財源を措置するものであります。その点ではまさに本来の事業の財源ですから特別会計で補正予算を組むものではないかと考えております。

広報であれば国の事業そのものではありませんから一般会計ではないのかという疑問があります。この扱いの違いについて考え方をご説明いただきたい。

2つ目は、今回の新たな保険料軽減の暫定措置は本議会に条例改正案が出されている訳ですが7月14日に専決処分したということは条例を改定して法的な根拠ができる前に執行したということなののでしょうか。

また細かい事を言うようですが、広報はこれだけの財源でやってほしいということで国から支出されたものなのでしょうか。それとも一定の見積をしてこれだけの財源が必要ということで措置されたものなのか。つまり足りるものなのか。もし足りないとしたら不足分はどうすることになるのでしょうか。以上であります。

○議長（土井哲男） 当局の答弁を求めます。広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） 第10号議案におきます保険料の軽減のための財源措置につきましては、平成19年度の一般会計補正予算で処理をいたしておりますけれども、これは、国において財源を平成19年度の補正予算に措置され、これを平成20年度の保険料の軽減に充当する形となっております。

このため、平成19年度におきましてはいったん一般会計でこれを受入れ、国の方針に基づきまして、基金を造成することとしたものでございます。

また、平成19年度におきましては、本広域連合においては特別会計を設置していなかったため、一般会計において措置をいたしたものでございます。

それから第12号議案に係る広報経費につきましては、平成20年6月12日の政府与党により決定されました特別対策にかかる広報の実施に必要な予算の補正であり、事業の実施に関するものであるため、一般会計ではなく、特別会計に計上いたしましたものでございます。

次に特別対策では制度の円滑な運営を図るため、保険料の軽減対策や普通徴収の拡大などの対策を実施することといたしております。

その中で保険料の軽減対策につきましては、保険料の確定賦課後に軽減措置にかかる変更賦課を行い、10月以降に徴収する保険料から、軽減することとなっております。そのため8月には、特別対策に係る保険料の変更賦課通知を行う必要がございます。

また普通徴収の拡大につきましては、現在特別徴収の対象者である被保険者について一定の要件を満たす場合には、申し出により普通徴収に変更が可能となるものでございますが、この変更を10月の特別徴収分から適用するためには、該当する方への周知の後8月中旬までに該当の方から申し出を受け、処理をする必要がございます。

こういった厳しい状況から、専決処分により予算の補正を行ったものでございますが、広報の実施につきましては、今日の本会議におきまして、改正条例の議決を頂きました後、速やかに広報が出来ますよう準備を進めているところでございます。

それから経費でございますけれども、今回の広報に係る経費につきましては、国から交付される財源の範囲内で出来るだけ効果が上がるように、努めて参りたいと考えています。以上でございます。

○議長（土井哲男） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。ご討論願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 討論なしと認めます。ご異議がありませんので本件の討論を終結いたします。

本件を表決いたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総員。よって、本件は承認されました。

△日程第7「議案第13号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）」

○議長（土井哲男） 次に日程第7 議案第13号「専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）」を議題とします。本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（奥和彦） ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第13号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の専決処分の承認についてでございます。

議案第13号の専決処分は、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正を行ったものでございます。

平成20年第2回広域連合議会臨時会議案資料1ページをご覧ください。

一部改正の趣旨でございます。

一部改正の趣旨は、被保険者としなない者を定めるものです。

一部改正の内容でございますけれども、平成20年3月31日の制度施行前日において、広島原爆養護ホームに入所している方であって、国民健康保険法施行規則、昭

和33年厚生省令第53号の第1条第3号の規定より国民健康保険の被保険者でないものを、引き続き後期高齢者医療の被保険者としなないという内容でございます。

この原爆養護ホームの入所者であって、国民健康保険の被保険者でないものとは、昭和35年の国の通達で、「被爆者が国民健康保険の適用除外の場合は、国が医療費の全額を支給する。」と示されたため、広島市国民健康保険条例におきまして、「原爆養護ホームに入所している者であって、市長が当該施設の長の意見を聞いて定めるもの」として、適用除外を定めており、これに該当される方たちでございます。

原爆養護ホームは、市内に5箇所ございまして、平成20年3月31日現在での、国民健康保険の適用除外者は21名おられました。

この21名の方につきましては、これまで医療保険料が賦課されていませんでしたが、後期高齢者医療に加入するという事になった場合は、新たに保険料が賦課されることとなります。

保険料の負担増になりますことから、引き続き適用除外とするものでございます。

適用除外された方の医療費につきましては、引き続き全額を国が負担する事となっております。以上でございます。

○議長（土井哲男） これより、質疑に入ります。4番中森議員より発言の通告がありますので、発言を許します。

4番中森議員。

◆4番（中森辰一議員） もともとこれに関して質疑を準備していたのは、今の説明をいただきまして解消しましたけれども、今回専決処分という形で5月8日に専決処分が行われております。

これは条例の一部改正ですから、もともとこの問題が分かっていたらこういった形をとらずに最初から条例の中に組み込んでおくべきものであったという風に思うのですけれども、この点について分からなかったという事であるならそれはそれでいいですけれども、ご見解を教えてください。

○議長（土井哲男） 広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） ご質問にお答えいたします。

この条例の改正でございますけれども、制度創設の時点ではですね、厚生労働省は当初この方々につきましては、後期高齢者医療の被保険者とする見解を示しておりました。

4月末になりましてこの方々を原爆単独医療の対象者とするという見解が示されましたので、急遽私もといたしましては、この方々の保険料を徴収するというのは、問題があるという風に考えまして後期高齢者医療の被保険者としなないということで条例改正を専決処分で作らせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井哲男) 討論終結と認めてご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井哲男) ご異議がありませんので、本件の討論を終結いたします。  
本件を表決いたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(土井哲男) 起立総員。よって、本件は承認されました。

---

△日程第8 「議案第14号専決処分の承認について(広島県市町公務災害補償組合の解散について)、議案第15号専決処分の承認について(広島県市町公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について)、議案第16号専決処分の承認について(広島県市町事務組合への加入について)」

○議長(土井哲男) 次に日程第8 議案第14号「専決処分の承認について(広島県市町公務災害補償組合の解散について)」, 議案第15号「専決処分の承認について(広島県市町公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について)」, 議案第16号「専決処分の承認について(広島県市町総合事務組合への加入について)」を一括議題とします。本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長(奥和彦) ただ今上程されました各議案について、ご説明を申し上げます。

議案第14号広島県市町公務災害補償組合の解散について、議案第15号広島県市町公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について、及び議案第16号広島県市町総合事務組合への加入についての専決処分の承認についてでございます。

議案資料の2ページをご覧ください。

広域連合が加入していた広島県市町公務災害補償組合が、事務の効率化を目的として、広島県市町職員退職手当組合と統合することとなりました。

統合は、公務災害補償組合を解散し、退職手当組合を広島県市町総合事務組合として存続させ公務災害補償組合の事務と財産を移管する手法で行う事となっております。  
手続は、公務災害補償組合を解散する協議及び残有財産を総合事務組合へ移管する

協議を行い、退職手当組合の名称、共同処理する事務等を変更する協議により設立いたします総合事務組合に加入することで行います。

早急に手続をする必要がございましたので専決処分としております。

以上、上程されました3件の議案につきまして概要をご説明申し上げました。  
よろしくお願いたします。

○議長（土井哲男） これより質疑に入るわけではありますが、質疑がある方は、挙手をし議席番号を教えてください。ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 討論終結と認めご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議がありませんので、本3件の討論を終結いたします。

本3件を表決いたします。本3件は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総員。よって、本3件は承認されました。

---

△日程第9 「議案第17号広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

○議長（土井哲男） 次に、日程第9 議案第17号「広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） ただいま、上程されました議案について、ご説明申し上げます。議案書30ページをご覧ください。

議案第17号「広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」でございます。

平成20年6月12日に国が示しました所得の少ない方への保険料軽減特別対策に基づき、必要な条例の一部改正を行うものでございます。

附則第7条は、附則10条から附則12条の軽減対策を加える文言の整理による改正でございます。

附則第10条は、所得割額の軽減について定めています。

平成20年度において、所得の低い方、具体的には、保険料の算定に用います基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方（年金で申し上げますと年金が153万円から211万円までの方でございますけれども。）について、所得割を一律50%軽減といたしております。

例で申し上げますと211万円の年金の方の所得割41,412円を20,706円に軽減しようとするものでございます。

附則第11条は、被保険者均等割額の軽減について定めております。平成20年度において、例えば年金金額年額168万円以下、7割軽減世帯の方を一律8.5割軽減としております。

保険料年額12,140円を6,000円に軽減する規定でございます。

附則第12条は、10条及び11条の両方に該当する方について、すなわち、年金で例えば153万円から168万円までの極めて少数の方がいらっしゃいますけれども、その方々の年金から徴収いたしました金額と7月の本算定いたしました金額に500円未満の端数が発生した場合にこれを免除する規定でございます。

これら保険料軽減特別対策に基づく必要な改正を行いまして、平成20年4月1日から適用するものでございます。

以上、議案につきましてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井哲男） これより質疑に入ります。4番中森議員より発言の通告がありますので、発言を許します。

4番中森議員。

◆4番（中森辰一議員） 今上程されました17号議案につきまして3点質疑をさせていただきます。

1つ目は今説明がありましたけれども条例改正案の附則第10条で平成19年度の所得が211万円以下、つまり153万円をこえて211万円までの方の保険料の所得割を半額にする。第11条で法定7割軽減になる低所得者の保険料をさらに半分にする、つまり8.5割軽減にする。第12条で平成18年度の所得による暫定保険料と19年度の所得による本保険料との差額が500円未満の方の差額分は免除する。それぞれ一年限りで実施するためということであります。

そこで伺いますがそれぞれについてこの軽減の対象となる方はどれだけおられるのでしょうか。補正予算も組まれていますから一定の見通しはあつてのことと思っておりますのでお答えいただきたいと思っております。

2つ目、いずれも平成20年度における特例としております。ですから附則に定めることになっているわけですがどういう理由で単年度だけの特例としてこうした保険料軽減措置を行うのか。つまりこの社会的必要性についてお答えいただきたい。

3つ目、これは大阪で実際に存在する事例で問題になった事でありまして。今朝のテレビの番組でもやっておりましたけれども、広島県でも同様な事があるでしょうから広島県に当てはめて質問いたします。

例えばAさん夫妻という方がおられて夫が260万円の年金、妻が42万円の年金、合計302万円の年金で生活しておられる。

Bさん夫妻は夫が152万円、妻が150万円、合わせて302万円、同じ額の年金で生活しておられる。

Cさん夫妻は夫が260万円の年金ですが、妻は収入がないので260万円の年金で夫婦が生活しておられる。この場合Aさん夫妻は軽減制度が適用されませんから世帯の保険料は157,332円となります。Bさん夫妻は二人とも均等な7割軽減が適用されて世帯の保険料は24,280円となります。AさんBさんいずれも世帯の年金収入は同じであるのにAさん夫妻はBさん夫妻の6.5倍の保険料を課されます。

Cさん夫妻も軽減制度が適用されませんからBさん夫妻よりも42万円も年金の世帯収入が少ないのに同じく6.5倍の保険料を課されます。大変、大きな格差であります。

議案になっております今回の新たな軽減制度でどうなるかと言いますと、結局Aさん夫妻もCさん夫妻も今回の制度は適用されない一方でBさんはさらに8.5割軽減が適用となって6.5倍の保険料が13.5倍ということになります。これは格差がつまり拡大されるわけでありまして。

こうした問題について広域連合としてどのようにお考えでしょうか。

また軽減制度というのは私共として大いに改善し、適用する必要があると思っておりますけれども、今回の改定は付け焼刃で適用範囲が狭いわけです。

もっと適用範囲の広い制度にすべきではないかと私共は思いますけれどもどのようにお考えでしょうか。

世帯の年金収入が夫だけの場合、夫婦同じ程度の年金収入の場合と比べて年金合計額がかなり少なくても数倍の保険料負担となって逆転現象が生じてきます。

これは国保に比べても均等割部分が大きいというのに世帯で保険料を算定する方式から個人で保険料を算定する方式になっている。法定軽減制度は世帯で算定をする。こういった事が原因でこうした矛盾がこれまでの保険制度より多くなっていると思っております。

この点についてどのように受け止めておられるのでしょうか。以上です。

○議長（土井哲男） 当局の答弁を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） まず、軽減の対象者数についてのご質問でございます。

7月1日現在の広島県後期高齢者医療広域連合の被保険者数は321,893人と

なっております。附則第10条の所得割軽減対象者見込数は、29,574人で全体の9.19%。

それから次の附則第11条の均等割軽減対象見込者数は、111,508人で全体の34.64%となっております。

附則第12条の所得割及び均等割軽減の方で500円未満の端数がでる対象見込数は、1,875人で全体の0.58%と見込んでおります。

今回の保険料軽減につきましては、所得の低い方に対する特別な措置でございますが、財源については特別調整交付金により全額国庫補助となっているところでございます。

この軽減策は単年度でございますけれども、平成21年度以降の保険料軽減措置につきましては、財源のあり方も含め国の動向を慎重に見守ってまいる必要があるという風に考えております。

次にご質問の年金受領額による保険料の違いについてでございますけれども、まず制度の根底にあります考え方といたしまして本制度の保険料については、収入ではなく所得を算定の基準としております。

収入と所得の違いでございますけれども、収入から経費を差し引いて残ったものが、所得となっております。収入を算定の基礎として用いた場合は、実質の収入と乖離したものとなることから、国民健康保険におきましても、また所得税、市民税等につきましても、個人の所得への賦課となっております。

本制度におきましても、個人の所得に対しまして保険料を賦課する仕組みとなっております。世帯員の年金収入を算定基準として、それに比例して保険料が増減する仕組みとは制度上なっておりません。

次に保険料軽減適用範囲の拡大についてのご指摘でございますが、保険料軽減には軽減額相当の財源の確保が必要になることから、保険料への影響が避けられることが出来ません。保険料の増額には、被保険者全体の理解を得る必要がございますが、高齢者医療費の現状や今後の推移、それから国の財源措置等を踏まえた場合、多くの課題があると考えております。賦課方式が世帯から個人になった制度の問題についてのご指摘でございますけれども、本制度の賦課方式は従来からの国保の制度を踏襲したものでございまして、個人方式という考え方は変わっていないという風に理解をいたしております。以上でございます。

○議長（土井哲男） 中森議員。

◆4番（中森辰一議員） 2番目の質問に関しては、これは国のに基づくということではなぜ必要であったのかという点について広域連合としては答えられないのかなという風に思っています。

いろいろ全国的に批判がある中でいろいろな調査があるのですがけれども、私どもは最近聞いた調査の結果ではある一部の医療機関の調査ではありますけれども、大体来ておられる患者さんの半数が保険料が上がったと訴えていらっしゃる。

その点は今回の 75 歳以上だけを集めて新しい制度を作ったという点で現れている矛盾の一つではないかなという風に思っています。

前にも言いましたけれども、75 歳になったからということで収入が増えるわけはありませんからそのところがきちんと見えていない制度のあり方というのはですね、非常に問題があったのではないかと思います。この点について、もしご所見があればお聞かせいただきたい。という事と、個人の制度であるという風なことをおっしゃいましたけれども国民健康保険についてももちろん、収入があればそれぞれ個人個人判定されてくるという事がありますけれども、しかし今回のように扶養の立場でありながら独自に保険料を課せられるということではなかった。そういうところで、にもかかわらず今回少なくとも軽減の判定というのは、世帯単位で行う。しかし保険料は個々の収入があってもなくても被保険者に対して課されてくる、こういうことで先程の問題も起きてきている原因の一つであろうという風に考えております。

一番矛盾が大きかったのは最初に議案が出されておりましたけれども、健康保険の被扶養者であった方の問題であろうと思いますけれどもいづれにしても、保険料のあり方というのは制度の入り口ですから、ここのところで色々疑義があるというのは制度という点ではですね、最初から問題があったのではないかなという風に考えています。そういう点ではもっと整合性のある制度に、この制度を継続するのであればですねもっと保険の仕組みも整合性のあるものに改定する必要があるということも国のほうに意見を出していく必要があるのではないかなと思っております。その点について改めてご所見をお聞かせ下さい。

○議長（土井哲男） 広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） 被保険者の範囲につきましては、これまで非常に多くの場であるいは、長い期間多くの場所で議論をされたと理解をいたしております。

今回、75 歳以上を一つの独立した範囲といたしまして、医療保険制度を作ったというのは、長い間の議論のうえに出来たものだと考えております。

広域連合といたしましては、長年の国政レベルでの議論が行われた経緯に鑑みまして、この制度の趣旨が、よく理解されますよう引き続き広報等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。4 番中森議員より討論の通告がありますので、討論を許します。

4 番中森議員。

◆4 番（中森辰一議員） 討論を行います。1 年限りといひましてもまた矛盾があっても一部の方でも恩恵のある制度改正でありますので賛成はしたいと思っております。あえて意見を述べさせていただきたいと思っております。税金を含めまして公的な財源を使って施策を実施するという限りは社会的に必要な事であればならないと思いま

す。今回のように加入者の所得に着目して保険料を軽減しようということになりますとそもそも最初からもっと違った保険料の仕組みにしておくべきではなかったかという事にもなります。制度に問題があったということであれば、1年限りの制度とせず恒久的な制度とするべきであります。そうしないと国民的な批判に合わせて制度を少しだけいじっただけのごまかしだという風になります。

また政府が国民の強い反対の批判の声に合わせて制度をいじったわけで適用範囲も狭いと私は考えていますけれども、この制度の改正の恩恵があえぐ高齢者の多くに及ばないものになっているのではないかと思います。

私は制度そのものを廃止するべきだという風に考えておりますけれども、仮に制度を維持するとするならば軽く軽減制度を実施するわけですから一年限りとせず恒久的な制度としたうえでもっと適用範囲を広げて制度の矛盾をできるだけ緩和できるような中身にしていくことを考えるべきであると思います。

今回の制度改定で一部の方に保険料軽減の恩恵があるとはいえ現行制度による世帯収入で見た保険料の不公平さを一層拡大するものになっております。保険料のあり方は保険制度の根幹の問題であります。夫婦世帯であれば、夫婦の収入全体で生活をしています。そういう実態をよく見る必要があるという事と、収入が増える、医療費の負担も増えるという事を考えますと、75歳になったらどの世帯も、保険料負担が減少するものにするべきではなかったかと考えます。しかしながら逆に、世帯によっては負担が増えたり、矛盾が多くなったりしております。

今回の改定がその矛盾を一層大きくしているのは、制度設計をした側が、そうした問題を十分認識できていなかったということではなかったかという風に思います。来年度はさらに、手直しをした軽減制度を実施するように聞いておりますけれども、それでもこの問題はなかなか解消されないのではないかと感じております。

広島県広域連合としてですね、やはりこの非常に大きな矛盾を抱えたこの制度、出来た制度をそのまま適用するというのではなくて、やはり高齢者の生活実態を良く見て、廃止の声も含めてですね、よく聞いていただいて、制度の根本的な見直しなどの声を大いに声をあげていただきたいと思います。以上申し上げまして賛成をいたします。

○議長（土井哲男） 討論終結と認めてご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 異議がありませんので、本件の討論を終結いたします。

本件を表決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総員。よって、本件は可決されました。

---

△日程第10「議案第18号平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」

○議長（土井哲男） 次に、日程第10 議案第18号「平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） ただいま上程されました議案について、ご説明申し上げます。

議案第18号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）でございます。

議案書の32ページをご覧ください。平成20年度広域連合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ174万2千円を追加し、補正後の歳入歳出総額は、それぞれ9億8,445万3千円とするものであります。

議案書34ページをご覧ください。

今回の補正の内容としましては、後期高齢者医療特別会計における事業執行に必要な予算の補正を行うにあたり、その必要な財源として488万6千円を一般会計の款3 民生費 項1 社会福祉費から繰出すものとしております。

これは、当初予算において一般会計の『款 総務費』、『項 総務管理費』に『印刷製本費』として計上いたしておりました制度周知リーフレットの作成にかかわる予算314万4千円を、先般決定されました政府・与党における特別対策にかかる広報と併せて実施するため、特別会計に組み替えを行うとともに、議案書33ページの歳入にありますように、平成19年度の一般会計決算剰余金の一部174万2千円を繰越金として充てることによるものでございます。以上でございます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入るわけですが、質疑がある方は、挙手をし議席番号を教えてください。ご質疑願います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。

○議長（土井哲男） 討論終結と認め、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土井哲男） ご異議がありませんので、本件の討論を終結いたします。

本件を表決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総員。よって、本件は可決されました。

---

△日程第 1 1 「議案第 1 9 号平成 2 0 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」

○議長（土井哲男） 次に、日程第 1 1 議案第 1 9 号「平成 2 0 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。本件の説明を求めます。

広域連合事務局長

○広域連合事務局長（奥和彦） ただいま上程されました議案について、ご説明申し上げます。

議案第 1 9 号「平成 2 0 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」でございます。議案書の 3 5 ページをご覧ください。

平成 2 0 年度広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）においては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2, 3 6 4 万 6 千円を追加し、補正後の歳入歳出総額は、それぞれ 2, 8 2 4 億 2, 4 4 0 万 8 千円としております。

歳入歳出の詳細につきましては、『後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）説明書』によりご説明いたします。

歳入につきましては、平成 1 9 年度に政府・与党によって決定されました、被用者保険の被扶養者の保険料の凍結及びこの度の特別対策に係る保険料の軽減に伴う組み替えを行っております。具体的には、4 ページにありますように特別対策に係る財源としては調整交付金を 9 億 8, 6 9 0 万 7 千円増額し、凍結に係る財源といたしましては、6 ページにありますように臨時特例基金から 5 億 4, 2 9 8 万 1 千円の繰入を行うこととしております。

また、これらに伴いまして、3 ページにありますように市町の保険料等負担金を 1 5 億 1, 1 1 2 万 8 千円減額しております。

なお、この調整交付金及び特例基金繰入金には、一部広報にかかる経費分を含んでおりますので、保険料等負担金の減額を伴う額と一致はしておりません。

また、5 ページにありますように、事務費に係る一般会計からの繰入金として、4 8 8 万 6 千円を計上しております。7 ページをご覧ください。

歳出につきましては、保険料の凍結及び特別対策に係る広報等の経費といたしまして、『総務費』『総務管理費』『一般管理費』の『需用費』に1,876万円を計上いたしております。

また、被用者保険の被扶養者情報に係るデータ作成料につきましては、平成20年3月作成分を国が負担することとなったため、『役務費』を800万円減額をいたしております。

加えて、『委託料』には、制度の円滑な運営を図るため、広域連合システム運用支援業務にかかる委託料としまして、1,288万6千円を計上しております。

8ページ以降には、財源の組み替えに伴いまして、それぞれ財源内訳を変更しております。

以上で、平成20年度一般会計及び特別会計に係る補正予算についての説明を終わらせていただきます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入ります。4番中森議員より発言の通告がありますので、発言を許します。

4番中森議員。

◆4番（中森辰一議員） 19号議案について2点質問させていただきます。

今説明があったわけですが、その中で市町の支出金が15億円あまり減額補正をされております。

この理由について説明がありませんでしたのでどういう経緯でどういうことで減額補正になったのかという事を説明をお願いしたいと思います。

それから1年限りの先程の17号議案に係る保険料軽減措置に係る経費、これもこの補正予算案に組み込まれていると思いますけれども、これに係る財源はどのようなものか、もう一度ご説明をお願いしたい。

それからその額につきまして17号議案の条例改正の附則第10条、第11条、第12条この3種類の保険料軽減制度それぞれについてお示しをいただきたい。以上です。

○議長（土井哲男） 当局の答弁を求めます。広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） 市町の減額補正の理由でございますけれども、もともと保険料として市町のほうに納付された部分につきまして被用者保険の被扶養者の軽減措置とそれから均等割、所得割の軽減の2つがありますけれども、それぞれ市町から納金という形で保険料が入ってきていますけれども、その部分について国が負担するという事ですのでその該当部分を減額補正するという形をとっております。

それから、今回の補正の第17号議案に係る財源のお話でございますけれども、具体的には附則第10条の所得の少ないものに係る所得割額の減額の特例といたしましては、2億8,729万7千円、同附則第11条の所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例といたしましては、6億8,378万3千円を計上いたしております。

ます。

附則第12条の所得の少ない者に係る賦課額の特例につきましては約20万円程度の少額を見込んでおりますけれども、実は国の算定プログラムが示されたばかりでございまして対象者の特定等に時間を要しております。

このため国の補正予算へは計上いたしておりません。2月定例会で最終補正をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。4番中森議員より、討論の通告がありますので、討論を許します。

4番中森議員。

◆4番（中森辰一議員） 討論を通告しておりましたけれども、討論はありません。

○議長（土井哲男） 討論がありませんので討論終結と認めてよろしゅうございませぬか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土井哲男） 異議がありませんので、本件の討論を終結いたします。

本件を表決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総員。よって、本件は可決されました。

○議長（土井哲男） 以上をもちまして、今期臨時会に付託された議事はすべて議了いたしました。

閉会に当たりまして広域連合長のあいさつがあります。

◎広域連合長（伊藤吉和） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、提案いたしました各議案につきまして、慎重にご審議の上、すべて原案どおりご可決を賜りました。厚くお礼を申し上げます。

引き続き、円滑な制度運営に向けまして、今回の制度見直しについての広報等を本広域連合、市町を通じて行なうことといたしております。

皆様の格別なるご支援、ご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（土井哲男） ありがとうございました。議員各位におかれましては、案件

について、熱心にご審議頂きまして、無事閉会の運びとなりました。

皆様のご協力に対し、心からお礼申し上げる次第であります。これをもちまして、本臨時会を閉会いたします。

---

午後2時50分                      閉                      会



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 土井 哲男

広島県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長 西田 巧

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 天内 茂樹

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 長尾 勝美